

**令和8年度青森県関係人口創出・拡大イベント開催業務
企画提案競技募集要領**

1 趣旨

この要領は、「令和8年度青森県関係人口創出・拡大イベント開催業務」を委託するに当たり、委託業務を適正かつ効率的に実施するための企画提案を広く募集するとともに、最も優れた企画提案を行った者を委託先候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

令和8年度青森県関係人口創出・拡大イベント開催業務

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託経費上限額

3,550,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先候補者の選定後に、見積書を徴取して決定するものとし、委託料は、原則として精算払とする。

5 委託業務の内容

別添委託仕様書のとおり。

6 企画提案競技応募資格

応募時点で、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務の実施について、十分な遂行能力があり、発注者と十分な意思疎通がとれること。また、県の要請に応じて速やかに来庁等し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 破産法、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

7 応募方法

応募する者は、下記の提出書類を期限までに所定の方法で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案提出書（様式2及び付表）

ウ 企画提案書（様式任意 A4サイズ）

次に掲げる事項を記載すること。

①実施管理体制

担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制について記載すること。

②実施するイベントの内容

仕様書4の委託業務の内容に基づき、実施店舗、実施内容（体験・交流内容）、参加団体、参加者募集の方法、参加者の費用負担、当日の運営体制など、当該業務の実施内容や実施方法について、独自の提案を交えながら具体的に記載すること。

なお、記載にあたっては、下記に留意すること。

- ・参加団体、実施店舗及び実施に伴う協力先の提案については、提案前に本事業の説明をした上で協力依頼を行い、提案時点である程度確実性のある内容とすること。
- ・ターゲットやテーマ等については、本企画提案競技への参加表明書提出後に提供する「関係人口の持続的な調査業務」の調査結果を参考にしながら、提案すること。
- ・青森県内でのイベントに関しては、参加者の県内での移動や体験に係る費用等は原則無料とし、本業務に含めること。ただし、本県への移動費や宿泊費については、継続的に本県に足を運んでもらう観点から全額又は一定の割合での自己負担を求めることとし、具体的な負担割合について提案書に記載すること。
- ・飲食は、イベントの内容や性質に照らして必要がある場合に認めるものであるため、飲食提供の提案をする場合には、飲食が必要な理由を提案書に記載すること。

③実施するWeb媒体を活用した情報発信の内容

使用するWeb媒体と発信内容について具体的に記載すること。

④実施スケジュール

業務完了までの全体的なスケジュールを記載すること。

⑤これまでの実績

過去に実施した類似の業務や活動について実績を記載すること。

エ 経費積算書（様式任意 A4サイズ）

提案する業務に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）について、合計額及び経費区分（人件費、交通費、諸経費等）を提示すること。

オ 提案者に関する資料

①提案者の概要（会社案内や組織体制等）

②法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は個人事業の開業届（控）の写し、任意団体は団体規約の写し又はこれらの事項を証明するものの写し

③貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度分）

※個人事業主の場合は青色申告決算書等

(2) 提出期限

ア 質問書	<u>令和8年6月30日(火) 15時必着</u>
イ 参加表明書	<u>令和8年7月 2日(木) 17時必着</u>
ウ 企画提案書等	<u>令和8年7月21日(火) 17時必着</u>

(3) 提出部数

ア 参加表明書(様式1)	1部
イ 企画提案提出書(様式2及び付表)	5部
ウ 企画提案書、経費積算書、提案者に関する資料	各5部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。メールやFAXによる提出は認めない。

(5) 提出先

下記の「12 問合せ・応募書類提出先」宛てに提出すること。

(6) 留意事項

- ア 企画提案は1者につき1提案とする。
- イ 応募に要する費用は応募者の負担とする。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- カ 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- キ 提出された書類は、原則として県に対する情報開示請求の対象文書となる。
- ク 提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意 A4サイズ)を提出する。

8 委託先候補者の選定方法

(1) 審査方法

提出書類をプレゼンテーション等により、総合的に審査して委託先を選定する。なお、プレゼンテーションは令和8年7月27日(月)を予定している。

応募が4社以上の場合、本プレゼンテーション審査の前に書面審査を実施し、3社以下によるプレゼンテーション審査を実施する。実施の有無、開催日時、場所(オンライン併用予定)等については、別途、企画提案者に個別に連絡する。

また、審査対象は事前に提出された資料のみとし、追加資料の提出は認めない。

(2) 選考基準

- ア 理解度
 - ・関係人口の創出・拡大に係るプロセス及び本業務の最終的な成果を的確に把握しているか。
- イ 具体的な実施内容や方法
 - ・関係人口の創出・拡大や将来的な移住につながるよう工夫された内容となっているか。
 - ・提供した調査結果が反映された内容になっているか。
- ウ 実施体制
 - ・事業を確実かつ効果的に実施できる体制が整っているか。

エ 実施計画の実現性

- ・ 確実性の高い計画となっているか。
- ・ 効果的かつ現実的なスケジュールが設定されているか。

オ 経費の妥当性

- ・ 本業務を実施する上で必要な経費が計上され、適切な精算となっているか。

9 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結

ア 選考後、委託先候補者と企画提案書の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。

イ 委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）や青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）など諸規程に基づいて締結する。

10 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和8年6月30日（火）15時必着

(2) 質問方法

質問書（様式3）に記入の上、下記の「12 問合せ・応募書類提出先」宛てに電子メールで提出すること。口頭（電話含む。）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問書を提出した者宛てに電子メールで回答する。

11 スケジュール

7月 2日（木）17時	参加表明書の提出期限
7月 3日（金）	参加表明者に「関係人口の持続的な創出に向けた調査結果」を提供
7月21日（火）17時	企画提案書等の提出期限
7月27日（月）（予定）	プレゼンテーション審査
8月上旬まで	審査結果通知、委託契約締結

12 問合せ・応募書類提出先

青森県こども家庭部 若者定着還流促進課 UIJターン促進グループ（県庁南棟4階）

所在地 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話 017-734-9174

E-mail wakamono@pref.aomori.lg.jp

13 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので留意すること。
- (3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）等を遵守すること。
- (4) 本業務の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合がある。
- (5) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により知事の承認を得たときはこの限りではない。